

(業務名称) 2025年度-2028年度JICA海外協力隊募集関連業務支援ユニット

(公告/公示日：2025年5月23日(金)／公告番号：24a01044) について、入札説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部次長(契約担当)

通番	該当頁	項目	質問	回答
1	P. 14	第2 4. (2) 1) (ト)	会場費用につき、開催当日に会場で現金払いすることが求められる会場もあるかと思えます。そのような会場も、開催地の如何にかかわらず受注者による支払いが必須でしょうか。必須である場合は、かかる旅費等を直接経費として貴機構にご請求できるかどうかを含めてご教示ください。	会場費の現金払いが求められる場合、機構側で支払いを行うことを前提とします。
2	P. 15	第2 4. (2) 2) (イ)	出展者説明会が対面式で行われるイベントもあるかと思えます。そのようなイベントも、開催地の如何にかかわらず受注者による参加が必須でしょうか。必須である場合は、かかる旅費等を直接経費として貴機構にご請求できるかどうかを含めてご教示ください。	出展者説明会への対面参加が求められる場合、機構側で出席した後、受注者側へ資料等の共有を行うことを前提とします。
3	P. 16	第2 4. (2) 4) 窓口業務	窓口業務につき、対応が必須の曜日・時間帯等が定まっているようでしたらご教示ください。	窓口の営業時間は、10:00～12:00／13:00～19:00(土日祝日を除く)を予定しています
4	P. 19	第2 5. (4) 1)	「会場型説明会の現場運営補助に関する業務」は、P13～14の「1) 募集説明会運営補助」では「(ス)(セ)(ソ)(タ)」が該当するという理解で間違いございませんでしょうか。	間違いありません。
5	P. 19	第2 5. (4) 1)	P. 13～14の「1) 募集説明会運営補助」では、事務局実施分と国内機関実施分とで業務の分量に違いがありますが、P. 19では「各都道府県で最低1回の会場型説明会を実施」「10回程度のオンライン説明会を実施」「東京都での実施回数は1～8回程度」という情報のみ記載されており、事務局実施分の回数の目安が不明でした。この点、各募集期の募集説明会の回数の目安につき、以下のような理解で間違いございませんでしょうか。 ■会場型説明会：東京都開催分を事務局が実施(1～8回程度)、その他道府県開催分は国内機関が実施(各道府県で最低1回)。 ■オンライン説明会：事務局が実施(10回程度)。	ご理解の通りです。なお、オンライン説明会に関しては国内機関が実施することも想定されますが、その場合の0V謝金の支払いも受注者に対応いただきます。
6	P. 19	第2 5. (4) 1)	P. 13～14の「1) 募集説明会運営補助」では、登壇させる0Vに関する業務の分量につき事務局実施分と国内機関実施分とで違いがありますが、P. 19では「会場型及びオンライン型合わせて1募集期で300名程の手配を想定」という情報のみ記載されており、事務局実施分で何名程度の0Vを登壇させる見込みなのかが不明でした。この点、「300名程度」のうち何割程度が事務局実施分で登壇するものと想定すべきかをご教示ください。	2割程度と想定ください。
7	P. 19	第2 5. (4) 2)	「ブースの運営補助に関する業務」は、P14～15の「2) 国際協力関連イベント出展補助」では「(キ)(ク)(ケ)(コ)」が該当するという理解で間違いございませんでしょうか。	間違いありません。
8	P. 19	第2 5. (4) 2)	P. 14～15の「2) 国際協力関連イベント出展補助」では、事務局実施分と国内機関実施分とで業務の分量に違いがありますが、P. 19では「(必須の4件を除き)全国で年間80回程度の出展を想定」という情報のみ記載されており、事務局実施分の出展回数の目安が不明でした。この点、事務局実施分の出展回数の目安、および事務局実施分の対象地域の範囲(「東京都内で開催されるイベント」など)をご教示ください。	必須の4件に加えて、主に東京都内で開催されるイベントで、年に5～10回の出展を想定してください。
9	P. 19	第2 5. (4) 2)	国際協力関連イベント出展補助業務につき、各イベントで登壇させる0Vの人数の目安が不明でしたので、ご教示ください。	グローバルフェスタ、ワンワールドフェスティバル、ワールドコラボフェスタは各4名程度、その他のイベントは各2名程度を想定しています。
10	P. 19	第2 5. (4) 2)	国内機関が実施する国際協力関連イベントへの出展につき、国内機関ごとの実施回数の目安が定まっているようでしたら、ご教示ください。	国内機関ごとの実施回数の目安は現時点では定まっていません。

通番	該当頁	項目	質問	回答
11	P. 19	第2 5. (4) 3)	P. 15～16の「3) 協力隊セミナー運営補助」では、事務局実施分と国内機関実施分とで業務の分量に違いがありますが、P. 19では「全国で年間300回程度」という情報のみ記載されており、事務局実施分の回数の目安が不明でした。この点、事務局実施分の回数の目安、および事務局実施分の対象地域の範囲（「東京都内で実施するセミナー」など）をご教示ください。	東京都内及び近郊で実施するセミナーで、100回程度を想定しています。
12	P. 19	第2 5. (4) 3)	協力隊セミナー運営補助業務につき、各セミナーで登壇させる0Vの人数の目安が不明でしたので、ご教示ください。	1回のセミナーで1名の登壇を想定しています。
13	P. 19	第2 5. (4) 3)	国内機関が実施する協力隊セミナーにつき、国内機関ごとの実施回数の目安が定まっているようでしたら、ご教示ください。	国内機関ごとの実施回数の現時点では目安は定まっていません。
14	P. 21	第2 7. 経費支払方法	直接経費についてのみ、四半期ごと等の概算払いを認めていただくことは可能でしょうか。	支払方法について、落札者と契約締結時に確認しますが、直接経費については概算払いを想定しておりません。四半期ごとの部分払は、報酬も含めて対応可能です。 その場合の「第5 契約書案」の変更箇所は以下のとおりです。（第15条第1項に下線部追記、第15条の2を追加） （支払） 第15条 受注者は、第10条第3項による検査に合格し、前条第4項の規定による確定金額の決定通知を受けたときは、発注者に確定金額の支払を請求することができる。ただし、第15条の2に定める部分払を受けている場合は、<u>確定金額から部分払の額を減じた額を請求するものとする。</u>また、<u>確定金額が部分払の額を下回るときは、当該部分払の額から確定金額を減じた額を、発注者の指示に基づき、発注者の定める期間内に返納するものとする。</u> （部分払） 第15条の2 受注者は、部分払を行う旨業務仕様書に規定がある場合で、本業務の完了前に、当該部分払の対象とする本業務の一部（以下「部分業務」という。）が完了したときは、当該部分業務に相応する契約金相当額（以下「契約金相当額」という。）の10分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ発注者に対して、部分業務に係る完了届（以下「業務部分完了届」という。）を提出のうえ、当該部分業務の検査を求めなければならない。 3 発注者は、業務部分完了届を受領したときは、その翌日から起算して10営業日以内に当該部分業務について検査を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。 4 前項の検査の結果、当該部分業務について契約不適合を発見したときは、発注者は、受注者に対して当該契約不適合の修正を請求することができ、受注者は、遅滞なく当該契約不適合を修正し、発注者に再度当該部分の修正完了届を提出して再検査を受けなければならない。この場合における再検査については、前二項の規定を準用する。 5 発注者は、本条に定める検査の実施に関して必要があると判断するときは、検査が終了するまでの間、受注者に対して、受注者が本業務実施過程において収集、作成した資料等の提示を求めることができ、受注者は、発注者に対し、速やかに当該資料等を提示するとともに、検査が終了するまでの発注者が必要と認める期間、発注者にこれを使用させるものとする。発注者は、当該資料等の使用が終了した後、当該資料等を速やかに受注者に返却する。 6 受注者は、本条に定める検査合格の通知を受けたときは、書面により部分払を請求することができる。この場合は、発注者は、請求書を受領した日から起算して30日以内に部分払金を支払わなければならない。 7 第1項に定める契約金相当額は、受注者が提出する契約金相当額計算書に基づき、発注者が定め、同金額とともに部分払の金額を受注者に通知するものとする。 8 第6項の規定による部分払の支払があったのち、受注者が再度部分払を請求する場合は、第1項及び前項中「契約金相当額」とあるのは、「<u>契約金相当額から、既に部分払の対象となった契約金相当額を控除した額</u>」と読みかえるものとする。

説明書の訂正				
通番	該当頁	項目	訂正前	訂正後
11	P. 21	第2 7. 経費支払方法	(2) 支払条件 (部分) 確定払：四半期毎に、6. (1) に定める成果品の検査を行い、検査合格を以て、7. (1) により確定する金額を支払う。	(2) 支払条件 (部分) 確定払：四半期毎に、6. (1) に定める成果品の検査を行い、検査合格を以て、7. (1) により確定する金額を支払う。 なお、受注者の希望があれば四半期毎の部分払いは対応可能。」